

日本在宅静脈経腸栄養研究会会則

第一条 名称

本会は日本在宅静脈経腸栄養研究会 (Japanese Study Group for Home Parenteral and Enteral Nutrition ; JHPEN) と称する。

本会の事務局は、当分の間、大阪大学大学院医学系研究科外科学講座(小児成育外科学)内におく。

第二条 目的

本会は、在宅静脈経腸栄養に関する基礎的ならびに臨床的研究の進歩、知識の交流および普及に貢献することを目的とする。

第三条 事業

1. 本会は、**原則として**年1回以上の学術集会を開催する。
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第四条 会員

会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した次のものとする。

1. 医師・歯科医師 — A 会員
2. 医師・歯科医師以外の研究者および医療従事者 — B 会員
3. 医療関係施設以外の団体または法人 — C 会員(賛助会員)

第五条 入会

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込むものとする。

第六条 退会

1. 退会を希望する者は、その旨を事務局に届けるものとする。その場合、既納の会費は返却しない。
2. 会費を3年以上連続して納入しない者は退会とみなす。

第七条 役員

本会に次の役員を置く。

代表世話人	1名
会長	1名
世話人	若干名
監事	若干名

幹事 若干名

1. 代表世話人は世話人の内より1名選出され、本会を代表する。
2. 会長は本研究会会員のうち世話人会において推挙され、学術集会を主催する。
3. 世話人は世話人会で選出されて本会の運営に当たる。
4. 監事は世話人の内から選ばれ本会の運営状況を適宜監査する。
5. 幹事は代表世話人または会長のもとで本会の実務運営に当たる。幹事の任期は1年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 名誉会長、名誉会員および特別会員

1. 世話人会の推薦により、名誉会長、名誉会員および特別会員をおくことができる。
2. 名誉会長、名誉会員および特別会員は世話人会に出席して、意見を述べるができる。
3. 名誉会長、名誉会員および特別会員は会費の納入を要しない。

第九条 学術集会

1. 学術集会は会長の責任において行う。
2. 学術集会において発表をおこなうものは本会の会員であることを要する。

第十条 世話人会

1. 代表世話人は、必要に応じて世話人会を招集する。
2. 世話人会の成立には委任状を含めて世話人の過半数の出席を要する。議事の決定は出席の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
3. 世話人会の議長は代表世話人とする。

第十一条 総会

1. 原則として年1回、学術集会時に総会を開催し、下記の世話人会での決定事項を報告する。
2. 事業報告および収支決算
3. 事業計画および収支予算
4. その他、本会の運営に関する重要事項等
5. 総会での報告事項に対し異議申し立てのあった事項は審議事項とし、総会出席者の
6. 過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
7. 総会の議長は会長とする。

第十二条 経費

本会の経費は、会費・寄付などをもってこれに当てる。

第十三条 会費

1. 会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。
2. 本会会員は以下の年会費を納入するものとする。
 - A 会員 : 5,000 円
 - B 会員 : 3,000 円
 - C 会員 : 50,000 円(一口)以上

第十四条 会則の変更

本会則の変更は、世話人会の議を経て行うことができる。

第十五条 緊急時

災害その他の緊急事態により、学術集会・世話人会・総会の開催が困難な場合、世話人会の議を経て、時期の変更や代替手段による開催を可とする。

[附則] 本会則は平成16年1月29日より施行する。
本会則は平成18年9月8日より改正する。
本会則は平成23年10月8日より改正する。
本会則は平成29年11月4日より改正する。
本会則は令和2年7月15日より改正する。